

第7回統計調査分科会 議 事 録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第7回統計調査分科会議事次第

日 時 平成19年10月10日(水) 17:30～19:10

場 所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室

- 1 開 会
2. (独)統計センターからのヒアリング
3. 総務省からのヒアリング
4. 経済産業省からのヒアリング

斉藤主査 それでは、定刻になりましたので、第7回の統計調査分科会を始めさせていただきます。

本日の議題ですけれども、独立行政法人統計センターに関するヒアリング、総務省所管の科学技術研究調査及び経済産業省所管の企業活動基本調査のヒアリング等を予定しております。

それでは、まず統計センターについてヒアリングを行います。本日のヒアリングの趣旨等について事務局から御説明をお願いいたします。

熊埜御堂参事官 それでは、私の方から趣旨を説明させていただきますが、その前に前回、7月23日統計調査分科会から少し間が空きましたけれども、現状においてまだ政治情勢等もありまして公共サービス改革基本方針の閣議決定改定ができておりませんということ。これをまず委員の方々におわびということはないんですが、御紹介申し上げなければいけないということがございます。

それで、本日でございますが、前回の統計調査分科会ではこの基本方針の案文について斉藤主査に御一任をいただいたところがございますけれども、本日のヒアリングを踏まえまして案文の修正もあり得るということで整理をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

特に統計センターのところにつきましては、18年12月の公共サービス改革基本方針におきまして、統計センターが実施している業務について民間開放を推進する。具体的には、19年度に行われる統計センターの組織業務の見直しに資するよう、符号格付業務の民間開放の具体化に向けた実証的な検証を同年度前半までに完了するということが記載されておりまして、本日御説明があると思っておりますが、9月末までにこれを完了したという前提で基本方針の案文を改定したいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

また、これも御承知のこととは思いますが、骨太の方針におきまして独立行政法人の見直しを行いまして、年内を目途に各独立行政法人におきまして独立行政法人整理合理化計画を策定する旨が決定されておりまして、また8月10日には行政減量効率化有識者会議におきまして独立行政法人整理合理化計画の策定に係る基本方針を取りまとめて閣議決定を行っております。その中では、存続する事務事業についても官民競争入札等の積極的な適用ということが定められておりまして、これにつきましては当委員会でも有識者会議等と連携を図りつつ検討することとされております。これもまた、本日の統計センターの整理合理化案なり、事務事業の見直しと関係するところがございます。

本日でございますが、今、申し上げました平成19年度前半までに取りまとめることとなっておりました符号格付業務の民間開放に向けた実証的検証の結果と、また8月末に統計センターの方で取りまとめられました独立行政法人の見直しに向けての整理合理化案についてのヒアリングを行いまして、当分科会で統計センターについて御議論していただければ、またそれを踏まえましてこの18年12月の基本方針の別表に定められているものをど

う改定していくかということも合わせて御議論いただければと考えております。

資料は1から4まででございますが、資料3におきまして事務局におきまして委員、専門委員の御意向を踏まえましてヒアリング事項を用意いたしました。本日は、統計局、統計センターの方にこれに沿った御説明もしていただくようお願いしておりますので、合わせて申し上げておきたいと思っております。以上でございます。

斉藤主査 ありがとうございます。それでは、統計センターで行った符号格付業務の民間開放に向けた実証的な検証の結果と整理合理化案を中心に、独立行政法人統計センター総務部の平野総務課長及び総務省統計局の飯島総務課長から20分程度ということでございますが、御説明をお願いいたします。

平野課長 統計センター総務課長の平野でございます。よろしく願いいたします。私の方から、検証結果につきまして御説明させていただきたいと思っております。

資料2の方で報告書本文もお配りしておりますが、本日の説明は資料1の概要に基づいて行わせていただきます。

まず1枚おめくりいただきまして、おさらいになりますが、今回の検証の目的、または内容でございます。目的といたしましては、民間事業者が符号格付業務を実際に行った場合、結果精度がどうなるか、あるいは効率化の効果が実際に生まれるかといったことにつきまして検証を行うということを目的として行ったものでございます。

実際に委託した内容でございますが、現在平成17年国勢調査の抽出調査集計を行っておりまして、その中で産業職業分類の符号格付業務というものがございます。その格付業務を実際に委託するというを行ったものでございます。対象といたしましては、委託規模のところに書いてありますが、千葉県の世界帯全体22万6,000世帯を対象とし、それを4つに分割いたしまして、そのうちの3つを民間事業者で、残りの1つを統計センター自らが実施するというところで、その実績について評価、検証を行うとしたところでございます。次に下の頁でございますが、まず結果精度、品質の面でどうであったかということでございます。符号格付けを行うに当たりましては、社会経済情勢などの変化によりまして事前に提示した格付けのための資料では正しく格付けを行うことが困難な事例が存在いたします。そうしたものにつきまして、当然のことながら民間事業者に正しい格付けを行うことを求めるのは無理でございますので、その格付けのための資料でいかに確実に民間事業者が業務を遂行できるかという観点から評価をしたところでございます。

まず産業分類でございますけれども、格付資料で格付けできる範囲におきましては、のピンクのところの数字になりますが、A社、C社の2社につきましては目標としておりました誤り3%以下という目標を達成したというふうに評価しているところでございます。

次に、職業分類につきましては黄色のところになりますけれども、同じくA社、C社の2社につきましては、A社が4.4%、C社が5.5%と目標としたところを少しながら上回った結果となっておりますが、業務を継続することによる習熟効果といったものを考えますと、この数字であれば目標としております3%という水準を今後達成することが可能では

ないかで見込まれると評価しているところでございます。

ただ、いずれにいたしましても統計センターの数字、下に記述させていただいておりますけれども、この統計センター自らの誤り率というのは更に低いものとなっております、品質の維持向上のためには統計センターにおいて検査、検収、品質管理を行っていくことが必要であると考えているところでございます。

特にB社につきましては、のところをごらんいただきますと、産業については12.1%、職業については15.6%と非常に悪い結果が出ておりますが、その原因といたしましては下のところに書いてありますが、準備が不足していた。具体的に申し上げますと、実際の業務に入っていただく前に私どもの方で説明会を実施したり、あるいは個別に御質問等をお受けしていたわけですが、そうした中での質問というものがほかの2社に比べると10分の1程度であったということ。

それから、のところに「実績のない創意工夫が裏目に出た」と書いてありますが、B社につきましてはイメージデータをわざわざテキストデータ化いたしまして並び換えを行って、できるだけ類似した事例を集める、集中させるということで格付けを効率化しようという取組みをしたわけですが、逆にそうした取組みをすることによって誤りが一挙に拡大してしまう。かえって大量の誤りを誘発してしまう結果になってしまったということが考えられます。

それから、でシステムエラーについて記述しておりますが、今回、非就業者につきましては非就業者符号、Zを付与するということをお願いしていたわけで、このZを機械的に付与するシステムというものをB社は独自に構築したわけですが、このシステムにエラーがございまして、そのエラーによって大量の誤りが出てしまったということがございます。このエラーにつきましては、今回各社とも分割して納品していただいたわけですが、最初の納品時にこのエラーが見つかりましたので、その修正が必要であるということをお知らせしたわけですが、結局最後まできちんと修正できなかったということで、結果的にB社につきましてはこのような成績となってしまったというものでございます。

1枚おめくりいただきまして、誤りとなった原因についての分析と、それに対応した品質の維持・向上策でございます。格付けが誤っているもの、それから提示した格付資料では正しい格付けが困難であるとして、格付困難符号が付与されたもの両者について統計センターの方で必要な訂正、修正措置を施して最終的な品質を維持するということが必要となっております。

まず誤りの原因の一つとしてB社に代表されるように、やり方、方法が悪いということ、それから各社にとりましてこうした格付業務というのは初めて経験する業務でございますので、各社の実績が不明であったというようなことがございます。

これらへの対策といたしましては、入札の前にサンプルデータによる格付けのテストを実施いたしまして、事業者、担当者の能力等を見て、問題のあるところは排除するという

こと。更には、納品検査といたしまして数万規模のブロック単位で抽出検査を行うということを実施して、その納品検査によって誤っているものを修正するという。これによりまして、右側に効果を書いておりますが、誤り率を0.6から0.9ポイントほど削減することができるのではないかと考えております。

それから、勘違いとか思い違いによる単純なミスが原因の誤りというものもございまして、これらを防止するというのも重要でございます。これにつきましては、提示する資料の内容の充実、事前研修の実施、それから実際に全国の業務に入っていただく前に最初は全体の5%程度、全都道府県47ございますが、そのうち2県分程度については実務トライアルということで、統計センターにおいて全数検査を実施して誤りを訂正すると同時に、その誤りの内容、原因について分析した結果を事業者の方にフィードバックすることによって同じような誤り、単純なミスを防止していくということを行っていきたいと考えております。こうした取組みによりまして、誤り率が1から3ポイントほど減少するのではないかと考えております。

また、3つ目でございますが、産業職業分類のいずれも特定の分類に誤りが集中しているということが見られましたので、この誤りが集中している分類につきましては全数検査を実施するという対応したいと考えております。この分量につきましては、全処理量の10%程度ではないかと考えているところでございまして、この取組みによりまして誤り率は2ポイントほど削減できるのではないかと考えております。

それから、格付けのための資料では格付け困難なものについては格付困難符号を民間事業者の方で適切に付与していただく。この格付困難符号が付与されたものについては、統計センターで責任を持って正確に格付けを行うということが必要と考えております。

今回、民間事業者で格付困難符号を利用したケースを調べましたけれども、実は資料では格付困難なものについても民間事業者の方で努力して、非常に頑張って無理をして格付けを行っていた。そのため、結果として誤っていたというものが結構見られました。そうしたことを防ぐためには、統計センターの方から事前に格付困難符号の利用率の目安というものを提示することも必要ではないかと思っているところでございます。

以上、申し上げましたような対策を講じることによりまして、全体として誤り率を7ポイントから9ポイントほど削減することができるのではないかと考えてございまして、この結果、必要な品質・精度は確保されることになると考えているところでございます。

次のページでございますが、次はコストについての評価、検証の結果でございます。今、申し上げましたような措置を講ずるということを前提といたしますと、民間事業者の方からは誤り率が10%以下で納品されるということが必要となってまいります。こうした前提を置いて、今回の各社のコストについて人件費を比較させていただきました。実際に実績ベースでA社、B社、C社、3社から業務実施期間中の人件費の提出をいただいたわけですが、こちらにあるような数字となっております。統計センターにつきましてはトータルで1,324万円という人件費がかかったところでございます。

A社、C社につきましては今、申し上げました統計センターにおける精度向上措置というものが品質を確保するために必要となっておりますので、そのための経費、226万円を上乗せいたしますと、A社については1,476万円、C社については1,049万円となるところでございます。

A社につきましては統計センターのコストを上回っておりますが、C社については統計センターのコストを下回っております、トータルのコストで見ても削減できる見通しはあると評価したところでございます。

それから、下の方に受注可能性（規模）について記述させていただいておりますが、符号格付業務というのは特殊な専門的な知識、スキルを必要とするもので、実際に市場では現在ほとんど存在していないものでございまして、特に国勢調査のような大規模な集計の符号格付業務を果たして民間事業者ですべて受注できるのだろうかという問題があるところでございます。

そうした観点から、今回の3社につきましてはその受注の可能性、規模についてヒアリングをしたところでございますが、A社、B社については現在の規模が限界、C社については現在の設備の2倍程度が限界、ただし、B社、C社については規模・期間によって投資も考えていきたいという回答を得たところでございます。

いずれにいたしましても、今回A社、B社、C社に委託をした業務量というのは、今行っております抽出詳細集計全体の業務量の1%相当にしかすぎないものでございまして、実際にこの全体の業務量を統計センターが処理しているペースで3社で処理いただくということになりますと、この5倍から6倍を3社で処理していただければ全体がカバーされるというもので、そういったことを考えますと、すべての業務について民間事業者で受注していただくというのは現状では厳しいと考えているところでございます。

また、次のページをおめくりいただきまして、以上のことを踏まえまして格付業務におきます民間開放の今後の方針をまとめさせていただきました。精度向上措置を講ずれば品質を確保できる。それから、精度向上措置を講じてコスト削減が見込まれるということから、精度向上措置を実施するための期間を確保するということを前提に考えまして、大規模周期調査の符号格付業務につきまして平成21年実施予定のものから順次民間開放を実施する方向で今後準備を進めていきたいと考えているところでございます。

民間開放に当たりましては、繰り返し御説明させていただきました精度向上措置を実践していくほか、今、申し上げました民間事業者の受注可能な業務量に限界があるということをお断りいたしまして、民間事業者に対して発注情報、発注の時期、業務量、規模等について前広に情報提供していく。また、複数企業に分割発注をしていく。段階的に発注規模を拡大していくといった措置も合わせて実施していきたいと考えているところでございます。

また、市場から予定する量のサービスをすべて調達できない可能性ということも十分に考えられますので、現在統計センターにおいて進めております自動格付技術研究の実用化

と、その実用化に当たって必要となります文字入力業務、イメージデータのテキストデータ化の民間開放とのタイアップによる業務効率化といった方策についても、並行して検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、精度向上措置につきましては実際に民間開放してみたときに机上の空論であった、絵にかいたもちにすぎなかったということで、結果として正確な統計を作成することはできなかったとなってしまうのは絶対に許されないことをございまして、そうした精度向上措置がきちんと機能するかどうかにつきましては、今後更に詰めていく必要があると考えております。その内容等につきましては、また必要に応じて本分科会に適宜御報告させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

私からは以上でございます。

飯島総務課長 引き続きまして、統計局総務課長の飯島でございますが、整理合理化案の議論の主なポイントということで資料3、幾つか御指摘をいただいておりますので、これにつきまして私の方の考え方を簡単に御説明させていただきたいと思ます。順番に説明をさせていただきます。

まず1番の「公共サービス改革基本方針及びそれに基づく統計調査分科会におけるこれまでの検討との関係如何」ということをございすけれども、今回の整理合理化案本体は資料4ということでお配りさせていただいておりますが、これは公共サービス改革基本方針、それからこちらの分科会での議論とともに、政策評価・独立行政法人評価委員会における議論も踏まえまして、現時点でのゼロベースからの見直しの検討結果に基づいたものとなっているものでございます。

2番は「事務・事業のゼロベースでの見直しにより、業務の進め方にどのような変更があるのか。また、業務の合理化や人員削減効果の内容」ということをございす。今回の見直しですが、業務の再編成を行うという形で考えておりまして、当然その業務の進め方は従前の方法から変わってくるわけでございます。

例えば、符号格付業務を民間開放するということを考えますと、従来センターで業務を担っておりました作業的な業務を民間事業者の方に委託をしていくということで、センターの方は民間事業者とうまく連携をするという観点から大幅にセンター自身の業務を見直す形になってまいります。言い換えますと、従来作業的な業務に一定程度かけていたものを、品質管理とか企画立案の方に重点を置いた組織運営にシフトしていくという形を考えております。こういった見直しを行いながら、既存の製表業務につきましては5年間で11%の常勤職員の人員削減を見込んでおります。

ただ、一部、新統計法の下で新しい業務等も入ってまいりますので、そういった新規業務の追加分を含めると、トータルとして6.1%の削減を見込んでおります。

3番の統計局と統計センターの関係・業務分担の見直しでございますけれども、統計センターは総務省統計局の統計作成業務から製表業務を包括的に切り出してでき上がった組織でございまして、製表業務の機能はひと塊になっております。これを更に見直して変更

するということになって、製表業務の機能の中で組織が分割されるような形になると、統計センター内で処理している業務のフィードバックが出てまいりまして、必ずしも効率的でないということになってまいりますので、今までこの形でやってきております経験を踏まえましても、やはり製表業務としては基本的には今のような形で包括的に組織化しておくことが適当であると考えております。

ただ、統計作成の業務自体が常に固定的であるものではなくて、例えば調査のオンライン化とか、いろいろ時代の変化に応じて変わってまいりますので、それに依拠して局とセンターの間での業務の処理方法は随時見直しをしていく必要があると考えております。これは個別のいろいろな調査の設計、あるいは日々の業務を通じて常に意思疎通を行いながら、今後もスムーズな業務処理ができるような形で工夫をしてみたいと思っております。それから、4番の「統計局が実施する統計調査の製表、集計については、どの範囲で統計センターが実施することになるのか。民間に出せるものはどの程度あるのか」ということですが、今、申しましたように統計局所管の統計調査の製表の機能をまとめた形で統計センターの方に切り出しておりますので、逆に申しますと総務省統計局の中には製表にかかる企画、調達、品質管理といった機能、体制がないということございまして、統計局所管の調査について基本的には統計センターなしには統計が作成できないわけでございます。

ただ、すべての調査を必ず統計センターで行わなければならないかということですが、必ずしもそういうものでもないということで、これは例えば調査票の構造が比較的単純なものであれば、その必要となる企画とか調達、品質管理といった業務量が比較的小さいと考えられますので、こういった業務を統計局の今の体制の中で行うことも可能であるのではないかと思います。

例えば、承認統計調査で行っております家計消費状況調査につきましては、調査票の配布、回収、検査といった調査実施の業務は民間に委託してはいますが、それに加えて製表業務の一部も含めて現在、包括的に民間業者に委託をして実施をしているという状況でございます。

それから5番ですが、統計センターの判断で各府省から受託している製表・集計業務があるかということですが、原則実費負担ということで各府省、地方公共団体から新規で受託した製表集計業務といたしましては、17年度3件、18年度2件でございます。このうち、規模が最大のものは東京都生計分析調査が1,400万円、その他は比較的小さなもので、数十万円以下の費用でできるものでございます。

6番の「符号格付業務について、市場化テストの対象とするにはどのような問題点があるのか」ということですが、今までの試行的な民間開放の結果、あるいは民間事業者からのヒアリングということで先ほども説明がございましたが、問題点というよりは実施をする際の課題として認識しているものとしたしましては、市場にあまりない業務でございますので、民間にノウハウがないということで一定の習熟が必要であるというこ

と。当面は統計センターがサポートしながらうまく連携した業務運営をしていく必要があるということ。それから業務量でございますけれども、民間事業者で受けられる業務量には一定の限界があるということでございます。

7番の「符号格付業務以外の業務についても市場化テスト・民間開放の対象として積極的に検討していくべきではないか」というものでございますが、これにつきましては昨年の秋から統計センター業務全体を対象といたしましてこの分科会で御議論、御示唆を踏まえて検討を進めてまいりました。今年7月のこの分科会でも御議論をいただいた考え方に基づきまして、政策評価・独立行政法人評価委員会でも議論しているところでございます。こういった検討を重ねてきた中におきましては、大きな業務の塊で市場化テスト・民間開放の対象となるものは現段階では符号格付業務以外にはないという状況でございます。

最後に、新統計法の施行等の動きの中で統計センターはどのような役割を果たすか。それから、この整理合理化案とどう関連しているかということでございます。新統計法の施行につきましては、新たな国民向けのサービスといたしましてオーダーメイド集計とか、あるいは匿名データ、言い換えればマイクロデータの作成提供といったものがございます。これにつきましては、統計センターが担う役割はかなり大きい。統計局の調査のみならず、各府省の対応も限界がありますので、統計センターに対する期待もあるということで、こういった業務を担っていく形になります。

また、政府における政府統計共同利用システムというものを現在開発中でございますが、この運用管理も統計センターが担っていく。来年度からでございますが、そういうことになっております。今回の整理合理化案ではこういった新しい業務の実施も盛り込みつつ、それを念頭に置いて組織業務の合理化を図るような内容になっておりまして、整理合理化案の方にもこういったものは既に取り込んでいるという状況でございます。

ちょっと長くなってしまいましたが、以上でございます。

斉藤主査 ありがとうございます。それでは、先生方から御意見、御質問をどうぞお願いします。

高橋専門委員 符号格付の民間開放のお話ですけども、今後の改善に関して幾つかあると思うのですが、1つのアイデアとして民間の中で業者を幾つか選ばれていますけれども、その中で競争原理といいましょうか、競争ができるような、例えば何社かあって、次回やる場合は一番下を落とすとか、あるいは一番よくできたところに何かインセンティブというか、報奨金ではないけれども与えるということも必要かと思えます。

それから、今回つくづく思いましたのは、格付困難なものに関して本当は統計のことから考えるとどんどんセンターに出してもらった方がいいのに、彼らが押さえてしまっていることが結果的にすごく悪かったということで、この辺ははっきり言ってわからないようなものはどんどん出してください。わかったものの中で競争させるみたいなことが必要だと思うんです。最初はどうしても少ないところかもしれませんが、それによって民間に競争とかインセンティブが出ていけばだんだん増えてくる可能性もあるのではなかる

うかという感じがします。

だから、今回の場合はB社があまりよくないというのであれば、次回落として公募でも一回出てくる可能性を認めるという形で、またそういった方でいいところはどんどんそのまま継続をお願いしてインセンティブを与えていくといった形で何か競争原理が働かせるといいかという感じがします。

斉藤主査 ほかにどうぞ。

廣松専門委員 まず資料1に関してですが、今回は試行的なものですので必ずしも本番の状況を反映しているかどうかということは別にしまして、いただいたものを見る限り可能性はありそうだということは理解いたしました。

私も、やはり今、高橋委員がおっしゃいましたけれども、これから実際にやる場合にインセンティブもそうですし、それと同時にペナルティが必要だと思います。何らかの形で創意工夫というか、努力をして実績を上げた民間の業者に対してはそれなりのインセンティブを与え、一方、そうでないところに関してはペナルティを課すということをおある程度明確にしていく必要があるのではないかと思います。

先ほどは説明はありませんでしたけれども、最後の参考のところ想定されるという形になっていますが、初期の段階でサンプルデータによるテストを行う。そこが一つの関門になります。この図だとB社は落ちるということになります。残ったA、C、D社についても何らかのインセンティブとペナルティに関して、何かのスキームを導入することを考えてはいかがでしょうかというのがお話を伺った感想です。

平野課長 十分に検討させていただきたいと思います。

椿専門委員 今回、非常にいろいろな分析をしていただいたということは評価したいと思いますが、例えばB社はかなりチャレンジングなことをやって失敗した。一方で、センターさんはこの格付けに関しては自動格付も含めてかなり技術開発研究を行っているという実績がある。この意味で、民間が創意工夫を生かすのは決して悪いことではないけれども、かなり民間がやっているプロポーザル、多分今回こういうプロポーザルも事前に出した上でいろいろな審査があるということもあっていいんじゃないかと思うんですけども、その技術自体の可能性などに関しても、逆にセンターさんがある意味でその適否を判断したり、アドバイスをするというようなことが今後できるのではないかと思うということがまず第1点です。

それから、経済的なインセンティブは先生方が御指摘のとおり是非やっていただいたらいいと思うんですけども、一方で本番業務においては一定のサンプリング・インスペクションというんですか、アクセプタンス・サンプリングのようなことをやっていくことが想定される業務フローの中であるので、この検査に関してかなりきつい検査、並の検査、緩い検査というものがあるんですけども、そういうものを階層的にやって、いい品質を常時出しているようなメーカーに関してはある程度サンプリングのインスペクションのレベルというものが緩和される。それで、それによって企業が工数を節約できる。コストが

節約できる。そういうようなことも、いろいろな仕組みとしては考えられるのではないかと思います。

岡本専門委員 今の点に私も興味を持ったんですけれども、民間の創意工夫というところが一つの大きなポイントかと思っているんですが、感想ですが、統計局あるいは統計センターとしてはB社の創意工夫についてはどうなのでしょう。ある程度それ自体は評価されていらっしゃるんですか。それとも、結果が悪かったんでしょうか。どうなんですか。その辺りを教えていただきたいということです。結果は悪いわけですね。結果は悪いんだけど、創意工夫自体をどういうふうに見ていらっしゃるのかということです。

それともう一つ、資料2の方を読ませていただいたんですけれども、12社が説明会に来られたんですね。それで応募が3社だったということで、4社は利益が見込めないから辞退をされた。この利益が見込めないとヒアリングされたということなんですけれども、これは私などの感覚ではもう少し市場が広がってくると民間企業者側のいろいろな利益の可能性は出てくると思うんですが、その辺りはどのように事業者は言っていたのか、感じていたのかということが何か詳しくわかればお聞きしたいと思います。以上、2点をお願いします。

上田課長代理 実際の発注にも深く関わっていますので、私の方からお答えさせていただきます。

まず、創意工夫の中身といたしましては、正直言ってきちんと符号をつけていただければ非常に良い方法だと当初は受け止めておりました。ただ、1回目の納品の段階でシステムエラーがあったのがすぐわかり、通常システムエラーを起こせば次の日には直して持ってくるだろうと思ったのですが、最後まで修正できなかったということで、ちょっと信用できない会社とその瞬間から落ちていったというふうに現場のそばにいた人間として感じたということです。

岡本専門委員 伺っていいかどうかかわからないんですが、創意工夫が民間事業者に出てきた場合、教育というか、指導というか、あるいは育成ということもあるかもしれませんが、そういう可能性というのはあるんですか。

上田課長代理 きちんと習熟してもらえれば、この方法でももしかしたらうまくいくかもしれない。

ただ、処理量の基準として、実は今回B社さんは統計センターで4分の1の実施の実績で1日100枚付けていたんです。それを、500枚くらい付けた。それもきちんとベリファイをやっているんです。B社さんはベリファイで500枚、500枚付けてマッチングをかけてエラーを探してた結果として、この精度だったということです。こちらの能率は一応情報開示したつもりではいるんですけれども。

岡本専門委員 それは、工夫は余地があるということですか。

上田課長代理 多分、B社さんの方で工夫の余地があったんだと思います。

それと、B社さんは更にベリファイをした後に、一定の割合で専門職員で抽出検査をし

たと言っているんですけども、抽出検査をした方の見破る能力がちょっと低かったのかなと考えているところでございます。

それから、今後の市場の可能性ですけども、一応断った業者さんに幾つかヒアリングをさせていただきませう。報告書本文にも書かせてもらっているんですけども、正直申し上げて技術の転用か効かないということでした。自動化とか、そういったものを内部で検討したんだけど、統計センターの業務に適用してほかのところにも転用してもうけることができるんだったら、それは投資をするということだったんですが、ほかに転用の道がないということで、事業者さんに見積もりを見せてもらったらとんでもない金額でして、これでは統計センターの予算ではもうけの見込みがないということで御辞退されたところが多かったと認識しています。

岡本専門委員 市場という意味においては、この符号格付というところを広げればいいわけですね。ただ、それは一度にできる方と、他方でできないというキャパシティの問題もあるから、その辺は微妙なんではうか。

上田課長代理 今回受けた業者さんは今回のボリュームが限界というふうにおっしゃっていますけれども、C社さんは、今回育てた人材は大変もったいない、次もちょっと期待したいということですので、少しずつでも長期的に業務があるということがわかれば、多少なりともその市場は広がっていく。受注の規模自体は広がっていくのではないかと考えてございます。

引頭専門委員 意見というか、2点だけです。

1点目は先ほど廣松委員、椿委員がおっしゃったサンプルデータの最初のテストのところ、やはり毎回毎回やるような仕組みになると負担が非常にあると思うので、認証制度にするのか。ただ、一回認証を取ってしまった後にそれが維持できるかどうかチェックしなければいけないとか、いろいろな仕組みが必要なんですけれども、何とかこの入り口のところでも仕組みづくりを、今すぐではなくても結構ですが、よろしく願い申し上げたいということです。

2点目は、今後の民間開放の方針ということで自動格付の技術研究、これは前からずっと出ている話で、今回きちんと書いていただいてそのとおりだと思っんです。ただ、自動格付技術をどんどん開発して行って、センターの方にそういうノウハウがないとなると、今度は参考に書いてある想定される業務フローがまた変わるかもしれませんね。ですので、申し上げたかったことは、まず自動格付技術をとにかく早く開発していただきたいことと、それに合わせて業務フローをフレキシブルに見直すというか、一回決めてこのままだと、今度は民間事業者の創意工夫の場所が二重投資とか三重投資になってしまう可能性も出てきたりしますので、見極めながらソフトランディングしていくようによろしく願いしたいと思っんです。以上です。

平野課長 最後に示させていただいている業務フローは、現状を前提にした業務フローでございまして、今お話がございましたように民間事業者の状況が変わったり、自動格付

が実現した場合には変わってこようかと思えます。

私どもは自動格付について鋭意研究を進めておりまして、できるだけ早く実現を、少しでも導入できればと思っているところでございますが、いずれにいたしましても先ほど説明の中でも申し上げましたが、すべての業務量を民間事業者だけでこなしていくというのは現状では相当厳しいところがあって不可能と考えております。

また一方、自動格付につきましても 100%自動格付できるかといえますと、一定の精度を保つことを前提にすれば恐らく 50%から 60%、よくて 70%自動格付で処理できるかということで、いずれにしましても残ったものについては、国勢調査ですと 5,000 万から 6,000 万のうちの 3 割から 5 割、数千万枚は何らかの形で人手で処理しないとイケないということになりますので、そうしたものについて民間事業者の力をお借りして、全体として業務を効率的に処理することができればと考えているところでございます。

佐々木専門委員 格付困難符号について、できるだけセンターにということでございますけれども、困難符号とそうでないものの線引きのところですね。そこら辺を十分に事業者の方にも理解というか、センター等で認識を持ってやらないと、この辺のところも民間事業者の努力指導というか、工夫をしていこうということにもなっていないと思えますので、どこでどういう形で線引きをしていくかということも考える必要があるかと思えました。

廣松専門委員 合理化案の方でもよろしいですか。

とりあえず資料 1 に関しては試行的な実証の結果、完全にネガティブではなくてある可能性が見えそうだという点は評価をしたいと思えます。

その上で、合理化案の方に移りますが、先ほど御説明いただきながら考えたので、いささか超越的な意見かもしれませんが、企業経営という意味からはかつては多様化、つまり、いろいろな分野に進出して、その組織が持っているいろいろなノウハウなり知識を多様な分野に適用して利益を上げようというような考え方だったのが、最近はこちらかという選択と集中、つまり、自分の得意なところを選んでそこに集中するというふうに変わりつつあると思えます。

その意味では、センターの場合はどちらかということこれまで過去の経緯から製表集計というところに集中していたわけですがけれども、先ほど 8 のところでちょっとおっしゃっていたとおり、今後いろいろな意味で新しい可能性を探ろうとしている現在、まさにいいチャンスだと思いますので、是非その点を積極的にとらえるような形の努力をしていただければと思います。

岡本専門委員 今、廣松先生が言われたことに関連することで、私もそう思うんですけども、他方で気になっているのは、全体のパイが増えていない中で新しい業務をやっていく。パイというのは、例えば予算規模ですとか、人員規模ですとかで、新しい業務を新統計法の下でやっていくときに、心配しているという言い方がいいのかどうかわかりませんがけれども、大丈夫なのかなという気がするんです。既存業務をやりつつ、新しい業務に

も手を広げる。できればいいと思うんですけども、他方で全体の人員もそんなに増えないし、予算も……。

そこを是非うまくやるというか、むしろもっと選択と集中ということでいい選択と集中を取り上げていただくのであれば、難しいという話になっているんですけども、もっと外に出しているところがあるのかなという気がするんですが、先ほどの飯島課長のお話ではそこが余り見えなかったものですか。

飯島課長 もちろん外へ出していかなければいけない部分ということで、先ほどの符号格付の作業的なところはできるだけ外部リソースを活用して行って、従来も第1期の中期目標期間の間もIT化等を進めて合理化を進めてまいりましたけれども、その流れを更に今後も続けて、全体的に合理化しながら新しい仕事にも割ける人員を当てていくということを考えております。

岡本専門委員 新しい統計法の中で、新しい役割、重要な役割を担われることを私は是非やられるべきだと思うんですけども、だからと言って世の中はそんなに甘いものではないという状況の中で、そういうメリハリと言ってしまうと申し訳ないんですが、それをやっていかないと職員の方々、組織がもたないのではないかと。それで、他方で独立行政法人側にはカットとか、そういうものの圧力ばかりがかかってくる中で、その辺をしっかりと中期目標、中期計画はいいんですけども、実際のアクションプランみたいなものをつくっていかないと結構大変ではないかという気がします。気がしますということで申し訳ないんですけども。

齊藤主査 時間がかなりオーバーしておりますので、ありがとうございました。いろいろまだ御質問もあろうかと思えますし、今のお話にもありますように、前からこの格付けの問題というのはいろいろずっと論議があったわけですが、確かに民間側になかなかない。再応用できないような形になっているということで、結構限度があるような感じがするので、本当は私は最初からもう少し民間が普通に使えるような符号に変えられないんですかということがあるんです。

8ページにありますように、例えばC社が間違った例、例えば飲食店主と調理人というような間違い方をしているようなんですけれども、こういうものが統計的にどういうあれがあるのか。どうしたら調理人が正しくて、どうしたら飲食店主というのは本当に正しかったのかというのは、どういうバックヤードでそういうことになるのか、私はよくわからないので、その辺を工夫しながらもう少し民間に下ろしやすいように符号そのものの付け方を検討して行って、その人の話のところへ及ぶのではないかという気はいたします。

いずれにしても、時間がありませんのでここで一応切らせていただきまして、この統計センターの業務の市場化テスト、それから民間開放の具体的検討につきましては、先生方にもお尋ねしたいんですけども、当面は岡本専門委員を中心に検討を進めていただきたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

それでは、統計センターについてはそういうことでいきたいと思っております。本日のヒアリ

ングは終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

(統計センター関係者退室)

熊埜御堂参事官 この間に、よろしいですか。

岡本専門委員中心ということでございましたので、今、御議論のありました、例えばアクションプランの問題とか、自動格付の問題とか、その辺りについて岡本専門委員の御指導を中心に仰ぎながら、論点を事務局で整理して、岡本専門委員の合うお時間で少し追加のヒアリングをやらせていただくようなことで、有識者会議の方に全体でまたこちらのヒアリング結果を報告するということもありますので、分科会としてそういう形で動かさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

斉藤主査 よろしくお願いいたします。

(総務省関係者入室)

斉藤主査 お待たせしました。それでは、続いて総務省統計局から科学技術研究調査についてのヒアリングを行いたいと思います。

まず、事務局から御説明をお願いします。

熊埜御堂参事官 それでは、科学技術研究調査でございますが、現在調査を実施中でございます。また来年4月から新たな業務を実施する予定で検討されているということでございます。これにつきまして、来年4月からの業務の実施に向けて必要な準備を進めていく必要があるという段階にきております。

本日のヒアリングを踏まえまして、資料に載っているのでもございますけれども、民間競争入札を引き続き行う点、また評価、実施要項の審議に当たり留意すべきこと等について御議論いただいた上で、必要に応じ、先ほど申し上げましたような案文の修正も行った上で整理をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

斉藤主査 それでは、科学技術研究調査について総務省統計局統計調査部の杉山調査企画課長から、時間は10分ぐらいということでよろしくお願いいたします。

杉山課長 御指名いただきました杉山でございます。科学技術研究調査の民間開放につきまして、本日用意いたしました紙は19年の事業の概要、これは初めて公共サービス改革法を適用する案件でございますが、その概要につきまして、それから20年度、来年度に向けた検討状況と、大きくこの2つについて説明させていただきます。

個別の案件に関わるものでございますので、恐縮ですが、原課の補佐の方から詳細については御説明いたします。

滝口課長補佐 私、経済統計課科学技術研究調査を担当しております滝口と申します。よろしくをお願いします。

それでは、科学技術研究調査の民間開放につきましての概況、それから今後の予定につきまして、お手元の資料5に基づきまして御説明させていただきます。

まず第1番目ですけれども、「平成19年の事業の概要」につきまして御説明いたします。

平成 19 年度事業につきましては、競争の導入による公共サービスの改革に関する法律に基づく民間競争入札を行い、以下のとおり事業を実施しております。別紙 1 でございますけれども、落札者の決定ということで、4 月 6 日、落札者名、サーベイリサーチセンターということで決定しております。

戻りまして、委託業務内容につきましては科学技術研究調査における調査票の受付・回収、督促、それから照会対応、記入指導等に係る業務ということになっております。

また、別紙 2 をごらんいただきたいと思います。今回、委託いたしました範囲でございますが、民間委託の対象業務ということで二重線で囲ったところでございます。調査票の送付を5月中旬に行っております。調査票の送付が終わった後、調査客体からの調査に係る照会に関する対応ということで5月中旬から10月中旬、それからまた未回収の客体に対しましての督促ということで5月中旬から10月の中旬という期間で行っております。今も継続しているところでございます。

すみませんが、また戻らせていただきます。委託業務期間につきましては、平成 19 年 5 月 14 日から平成 19 年 10 月 12 日、契約期間につきましては先ほど落札のありました日にちの 4 月 6 日から 12 月 10 日まで、これは実施報告書を提出する期間までとなっております。受託者につきましては、株式会社サーベイリサーチセンターとなっております。

2 番目でございますけれども、「実施状況の取りまとめの項目」ということで、現在事業の実施状況につきましては平成 19 年度事業の実施要項に定められました以下の項目に沿いまして取りまとめているところでございます。

まず(1)の回収率につきましては督促回収率、基準日時点の回収率、それから全体の回収率でございます。(2)につきましては照会件数、(3)につきましては調査客体への事後調査・対応状況、(4)につきましては実施経費ということになっております。

なお、平成 19 年度事業の実施要項の付議に当たりまして、将来的にサービスの質の指標として検討することとされております満足度に係る調査、それから誤記入、未記入率についても試行的に把握することとしております。

3 番目でございますが、「実施状況の取りまとめのスケジュール」について御報告させていただきます。上記 2 におきまして、実施状況の取りまとめのスケジュールについては以下のとおりとしております。

まず(1)から(3)につきましては10月下旬、今月の下旬までに取りまとめる予定としております。

(4)につきましては、受託者の実績報告が12月10日までの提出となっておりますので、その後に取りまとめる予定にしております。

それから、満足度につきましては受託者の照会対応及び督促対応につきまして約 1,000 調査客体に対してアンケートを実施しております。こちらにつきましては、11月中旬までにアンケート結果の方を取りまとめる予定としております。

それから、誤記入・未記入につきましては実際に調査の方の集計とちょっと絡むもので

すから遅くなりますが、12月上旬までに取りまとめる予定としております。

4番目でございますが、「来年度事業に向けた検討状況」ということでございます。来年度以降の事業につきましても、業務の性格、それから平成19年度の民間競争入札実施の経緯等を踏まえまして、引き続き民間競争入札を行うことと考えております。事業の内容につきましては、平成19年度事業の評価等を踏まえ、検討することとしています。

来年度以降の事業に係る実施要項の作成に当たりましては、対象事業の範囲の拡大、それから複数年度契約について現在検討をしているところでございます。

別紙3につきましては、民間競争入札の実施の経緯ということで民間開放についての考え方ということで添附させていただいております。以上でございます。

斉藤主査 それでは、先生方から御意見をお願いいたします。この問題は相当やってきたので、質問が出ませんか。

廣松専門委員 たしか今回1週間単位くらいで事業者から報告を受けていますよね。もし今、可能であれば、その報告の中で何か特徴的なこととか、何かあれば御披露いただければと思います。

滝口課長補佐 回収率で言いますと、今のところですけども、全体といたしましては、昨日現在、10月9日の実績値といたしまして企業等で72%、非営利団体で99%、大学等で約100%といった状況になっております。

1週間ごとのということでございますか。

廣松専門委員 いえ、厳密に1週間ごとでなくても構わないんですけども、例えば調査対象者というか、企業とか営利団体から民間業者に対するクレームとか、そういうものが寄せられたということはありませんか。

滝口課長補佐 民間業者に対するというよりも、督促の仕方というんでしょうか、要は余りにも高圧的なといいますか、そういったような意見があるけれども、それはどういうことだということで、国はどういう感じで指導をしているのかというような話があったり、そういう今までにないような話がちょっとありました。

高圧的というのは、要は罰則があるですとか、指定統計であるからこれは義務があるんだといったような形で言われるんですけどもということで我々の方に苦情の電話がくるとか、そういうことでございます。

高橋専門委員 そうすると、企業で72%というのは前と比べて低いということですか。

滝口課長補佐 そうですね。今のところ、ちょっと低いです。

この実施要項の中で、実績の対象とされているのが17年度の実績なんですけれども、その最終実績で見ますと企業ですと79%、それから大学では100%ということだったんですが、そこで企業の方で今、若干……。

斉藤主査 それでは、余り御質問等もございませんようでございますので、この科学技術研究調査については来年度も今のお話で民間競争入札を行うということでありますので、具体的には今月末から19年度事業の評価と並行して入札監理小委員会で20年度以降の実

施要項の審議に入るという方向で検討を進めるということで、先生方よろしゅうございますか。

この評価等に当たりましては、廣松専門委員と椿専門委員を中心に統計調査分科会としての検討を進めていただきたいと考えておりますけれども、よろしゅうございますか。

では、よろしく願いいたします。それでは、科学技術研究調査についてのヒアリングは終わらせていただきます。大変ありがとうございました。

(総務省関係者退室・経済産業省関係者入室)

齊藤主査 それでは、続いて経済産業省から企業活動基本調査についてヒアリングを行います。これについて、まず事務局から御説明をお願いいたします。

熊埜御堂参事官 7月の前回の分科会の段階では、まだ企業活動基本調査の民間開放は固まっていなかったところもあったのでございますが、10月に至りまして大分固まってまいりましたので、まだ先ほど申し上げましたとおり閣議決定は行われていない状況でございますので、本日の分科会の議論で一応御了解を得られましたら閣議決定に盛り込むという方向で整理をさせていただきたい。

御説明はあると思いますが、来年の4月から業務を実施する予定でありまして、必要な準備を進めていくということになっております。本日、業務の概要、入札の対象範囲、実施予定時期、契約期間等について御説明いただいて、案文の修正に結び付けたいというふうに事務局で考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

齊藤主査 それでは、企業活動基本調査について経済産業政策局調査統計部の岡本企業統計室長から10分くらいということで、よろしく御説明をお願いいたします。

岡本室長 企業統計室の岡本でございます。本日は、貴重なお時間をいただきましてありがとうございます。座って説明させていただきます。

それでは、資料に基づきまして説明いたします。先ごろ、6月14日の本分科会におきまして私どもの経済産業省企業活動基本調査につきまして民間委託を行うということで更に検討を進めるというお話をさせていただきました。ここに至りましてまとまりましたので、御報告ということで、資料に基づきまして御説明いたします。

まず最初に、民間競争入札をするということでございます。既に御案内のことかとは思いますが、公共サービス改革基本方針だとか、民間開放に関わるガイドラインなどでもうたわれているように、民間にできることは民間に任せようということで、私どもも検討を進めてまいりました。それで、本調査につきまして民間競争入札を実施するというのでやりたいと思っております。

続きまして「入札の対象範囲」でございます。この調査の範囲は1枚めくっていただいてポンチ絵の方で御説明した方がよろしいかと思っておりますので、恐縮でございますが、1枚めくっていただきたいと思います。

この流れの中で、細い四角で二重線で囲った中がございます。この部分につきまして、民間委託をしていきたいと考えてございます。印刷物の用品関係の準備から調査票の配布、

それから客体からのいろいろな照会、お問合せ、そういったことへの回答、それにこれは非常に重要なことでございますけれども、一たん調査票を発送いたしましたしてからその受付、それと客体に対する督促業務でございますね。そういったものを委託する。そして、右側になりますけれども、個票の審査、またはデータ入力、こういったことを委託してまいりたいと考えてございます。

ちなみに、両端の部分が外れているということになるんですけれども、この部分につきましては本来、国の調査統計でございますので、やはり本調査の企画だとか、当然のことだとは思いますが、その結果、これの分析、それから公表といった部分ですね。それから、ちょっとこの票には書いていないんですけれども、やはり統計の質を高める、またはその質の向上という観点から、私どもとしてきっちり指導、監督も行いたいということから、そういった部分につきましては国の固有の業務として私どもの方で見させていただく。それ以外の作業につきましては委託をするというふうを考えてございます。

恐縮でございますが、戻っていただきまして1枚目でございますけれども、「予定時期」でございます。私どもの一応の予定では、本分科会の後、今月末から来月の頭に予定されていると聞いておりますけれども、入札委員会の方で実施要項につきまして御審議をいただくという予定でございます。それが終わりましたら、12月をめどに考えているんですけれども、入札公告を実施いたしましたして、来年の4月から落札者によって実施をしていきたいという予定でございます。

それから次でございますけれども、「契約期間」でございます。契約期間につきましては、私どもといたしましてはやはりこれだけの大規模な指定統計でございます。これを民間に委託するという事は、当省といたしましては初めてのことでございます。そういった意味からすると、余り言い方はよくないかもわかりませんが、問題点だとか、そういうものを洗い出していきたいということで、よりよい統計につなげていきたいという観点から、20年度につきましては単年度で委託をさせていただいて、今、申し上げましたように問題点とか改善点といったものを見直して、21年度以降の委託につきましては複数年度も視野に入れて委託をしてまいりたいと考えてございます。

私の方からの説明は以上でございます。

斉藤主査 ありがとうございます。それでは、先生方から御質問をどうぞ。

廣松専門委員 それでは、口火を切るという意味で、まず確認ですが、包括的に開放をするという意味は、入札の対象のところに書いてあります調査関係用品の印刷・配布から集計までを一括ということで、分割は当面は考えていらっしやらないということですか。

岡本室長 考えておりません。一括で考えております。

廣松専門委員 それは確認です。これは大変ある意味で大胆な計画だと思います。この調査は、企業を対象にした調査ですので個人、世帯を対象とした調査と違うと思うんですが、民間開放の中に個票審査というものが入っているところがちょっと気になります。個票審査というのは秘密を要するものであり、開放した結果、何か秘密の漏洩等の何らかの

不祥事が起きると、取り返しのつかないことになり得ると思いますので、特に業者の選定に当たって秘密の保護の手段をどういう形で担保するのか。そこを是非強く調べていただきたい。それが1点目です。

2点目はもう少し細かいことですが、別紙のポンチ絵のところでは6月の中旬から11月の中旬にかけて事前審査を行うという予定になっていますが、これは中間段階でその審査結果を経産省の方で受けて、その途中でチェックをするというようなプロセスを経るのでしょうか。それとも、一括して11月中旬に業者が審査した結果を見るということなのでしょう。

岡本室長 まず前者のセキュリティの問題ですが、今、情報の漏洩とか云々につきましては先生の御指摘のとおり非常に微妙な問題もございますし、私どもとしても十分に注意してまいりたいと思っております。当然のことだとは思いますが、やはり契約条項の中にその辺の条項を入れまして担保していきたいと思っております。具体的には、実施要項の方でまた御審議いただきたいと思っておりますので、できる限りその辺のセキュリティ関係の確保につきましては万全を期していきたいと考えております。

2点目の方につきましては、事前審査でございます。基本的には、これはやはり業者の方でやっていただきまして、途中経過は私どもで御報告を受けたい。モニタリングというふうに考えておりますけれども、受けませんが、基本的に業者に委託をしております。それは事前に業者の方でやっていただきまして、私どもには結果の前に一度そのデータをいただきまして、もう一度エラーチェックと申しますけれども、そちらの方を私どもでやりたいと考えております。だから、この段階で私どもの方でチェックするというわけではございません。

高橋専門委員 1点、この規模は3万8,000企業ですね。この3万8,000というのは規模的にどうなのかがよくわからない。例えば、これは1社でお願いするわけですか。今の状況ですと、民間の企業ですね。

岡本室長 企業単位でございます。

高橋専門委員 例えばこれを3社に分けてやって、それぞれ民間で実施させて彼らに競争させるということとはできないんですか。そういう考え方はどうなんでしょうか。1万社ずつ分けてやってとか。

萩原参事官補佐 予算の制約がなければ、喜んでやりたいと思います。防衛庁の入札などでは、アメリカなどの事例ではデュアルで入札をして競争させてという手法もやっております。それで今、財政当局と予算の折衝をしておりますけれども、今年の実現の中では全体ではコストは下がるわけですが、委託をするので委託費のところは表に出ますので、そこについて厳しく今、議論をさせていただいております。財務省の方も来週大きな会議があると伺っておりますけれども、財政的に全く何もなければそういうやり方もあるかもしれません。ただ、今のところは今回は1つでひとまとまりでということを考えております。

高橋専門委員 事業検証も1社だけだとなかなかわからないけれども、3社でやると差が出てきますよね。それで、もっとやり方というか、工夫がいろいろ出てきたりするのかなと思ひまして。

萩原参事官補佐 いずれにしても、一般競争入札でやらざるを得ない。私ども経済産業省は、あらゆる請負委託の調査は少額随契を除きすべて一般競争入札ということを宣言しておりますので、そういった意味では一般競争入札の中で総合評価で価格だけではないですけれども、全体評価という形できちり評価をしていくと。

高橋専門委員 そうではなくて、実施社を3社にやらせてみる。

萩原参事官補佐 それですと3倍お金がかかるということになりまして。

高橋専門委員 3倍かかるのではなくて、分けるという発想なんですけれども。

萩原参事官補佐 分けてしまうと、その3つの調査をばらばらなやり方でやる可能性があるわけですよね。同じやり方で3社が連合して出てくるというスタイルがあり得れば、例えばコンソーシアムで出てくればそれはそれで面白い企画だと思いますけれども、それはそういう提案をいただければ、その方が効率的だということであれば考えますが、普通であれば1社でどんとやるというのが効率的でコストも安いのではないかと思います。

引頭専門委員 質問が2つあって、1つは先ほど廣松先生の質問と同じなんですけれども、個票の事前審査というのはありますが、個票の事後審査はないんですよね。要するに、個票については1回こっきりで、さっき伺ったようにデータの形になったものだけ最後にエラーチェックするという事なんです。個票を見るのは民間事業者だけだという枠になっているということですね。

須田参事官補佐 前年と当年の調査票で見比べて、そういう事前審査を……。

引頭専門委員 それは民間の人でやるということですね。

須田参事官補佐 あとは、機械審査の中でエラーが出てきますので、リストが出てくるんですね。それで個票に戻って。

引頭専門委員 わかりました。そういうことですね。

あとは、別紙でいただいた流れというのはすごくわかりやすいんですけれども、仮にこの仕事を100とした場合に、今回こういう委託によって民間開放でやる仕事と、それから国がやる仕事というもののウエートというのは何をもってかが難しいんですが、粗々で大体どういう割合のイメージなんでしょうか。ここにあるモニタリングはしっかりやるよとか、企画はやるよとかありますが、そこから全部含めて全体の流れで見た場合に民間の仕事の部分というのは大体どれぐらいになるんでしょうか。

萩原参事官補佐 イメージで申し上げると、今、財務省と折衝中なので、予算の全体のフレームでいうと、コスト面で言うと2対8くらいだと思います。8が民間で、国が2というイメージです。

引頭専門委員 わかりました。

齊藤主査 ほかにいかがですか。今まで聞いてきたのと大分ドラスティックな民間開放

で大変感銘しているんですけども、問題点とか先生方から御指摘はございますか。今、廣松先生から大分ありましたけれども。

熊埜御堂参事官 事務局から1点確認をさせていただいてよろしいですか。

今、御説明の中で民間事業者が受託可能と判断したというふうな御説明がございましたが、参入意欲のある民間事業者がいるのかどうかについてフィージビリティ調査というか、ヒアリングというか、そういうものをやられているかどうか。また、やられているのであればどんな状況なのかということをし差し支えない範囲で御紹介いただければと思います。よろしくをお願いします。

萩原参事官補佐 予算要求の段階で、財務省の方から複数の合い見積もりを持ってこいというある種の言い方をされておりまして、複数の民間事業者の方に試算をしていただいておりまして、そういう意味ではこういうイメージで、金額のベースも含めて複数社が手を挙げる可能性があるということは御確認をしております。

それは、私どもの言い方としてはこれくらいの調査であれば1社で受けられますかという言い方で、いわゆる客観的な物の言い方でございますけれども、まだ具体的な中身までは御説明をしておりませんが、そういうイメージで金額のベースというものをとらざるを得なかったので、そういった意味では複数社からこれくらいだったらできるであろうということの御了解というか、これくらいの規模ということを判断されている会社は複数社でございます。

斉藤主査 わかりました。それでは、あまり御質問もないようですので、平成20年度の企業活動基本調査につきましては民間競争入札を行うということといたしまして、入札の対象範囲、入札等の実施予定時期、契約期間についてはただいま御説明のありました内容で進めていただく。それで、今月末から入札監理小委員会で実施要項の審議に入ることによって、こういう方向で検討を進めるということによろしゅうございますね。

廣松専門委員 ただ1つだけ、今、受けた企業が自分が調査対象になるということはありませんか。

岡本室長 その業種がどうなのかですけども、場合によってはあり得ます。

萩原参事官補佐 理念的にはあり得ます。可能性としてゼロではないです。

廣松専門委員 一種の論理的に可能な話というだけですが、ちょっと気になります。それは実際にやってみないとわからないでしょうし、もう少し具体的な実施要項の議論だろうと思います。

斉藤主査 これも、いずれにしましても実施要項審議に当たりましては廣松先生と椿先生に時間の許す限り加わっていただきまして、今のお話もありますが、よろしくフォローアップをお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

では、そういうことでやらせていただきたいと思います。大変どうもありがとうございました。これで経済産業省のお話を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

(経済産業省関係者退室)

斉藤主査 それでは、その他の議題について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 それでは、資料の 7、8、9 につきまして御説明いたします。

まず資料の 7 ですけども、こちらは 9 月 14 日付けで各省に出しているものですが、地方公共団体経由の統計調査の民間開放についての検討状況ということで、資料の提出をお願いしております。そこに書いてありますように、地方公共団体を経由して行う指定統計調査の民間開放の推進につきましては、統計調査分科会でも従来から審議してまいったところですけども、それにつきまして各省庁の検討状況を把握させていただきたいということで、1 枚めくっていただきますと様式がございますが、この様式で各省に検討状況について記載をしていただくようお願いをしております。

締切りは 10 月 24 日ということで、今月の下旬に設定しております。この結果につきましては、この資料に基づきましてまた統計調査分科会においてヒアリングを実施したいと考えております。また、その日程等につきましては先生方の御意見等をお伺いして決めてまいりたいと思っておりますが、11 月くらいにできればと思っております。

送付している先は総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省で、これは指定統計を持っているところです。地方公共団体経由の指定統計を持っているところに出しておりますが、これ全部をヒアリングするかどうかにつきましても、先生方に御相談させていただければと思っております。それが資料 7 でございます。

それから、これは資料はないんですけども、各省の検討状況という関係で言いますと、公共サービス改革法の対象とする統計調査につきましては、追加の選定につきましても検討していきたいと考えております。これまでヒアリングをやったところ、先ほど申しましたように総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省以外のところでも承認統計を実施しているところがあります。そういったところで市場化テストの対象にできる調査がないかどうかということにつきまして、事務的には今いろいろお話を伺っているところでございますけれども、そういったヒアリングを行っていない府省の検討状況につきまして、また折を見て 11 月くらいにヒアリングをできればと考えております。

また、これまでヒアリングを行ったところでも、更に追加があるようなところにつきましては合わせて検討状況等をお伺いできればと考えております。各府省のうちヒアリングを行っていないところがどういう状況だったかにつきましては、事務局の方で取りまとめ先生方に御報告申し上げたいと思っております。

それから、資料 8 - 1 でございますが、こちらは「平成 20 年住宅・土地統計調査の計画概要(案)」と、資料 8 - 2 は、住宅・土地統計調査の前回からの「主要改正点」というものをまとめたものでございます。住宅・土地統計調査につきましても、総務省統計局の方で民間開放の対象として考えているということで、現在の計画の概要と、それから前回からの主要な改正点というものを取りまとめた資料でございます。

内容につきましてこちらの方の関心事項ということで申し上げますと、資料 8 - 1 の方を 1 枚めくっていただきますと「調査の方法」というものがありまして、そこに「調査の流れ」というものがあります。この調査は総務省統計局を主管部局とし、総務大臣、都道府県知事、市長村長、統計調査員、調査客体という流れになるのですが、その統計調査員のところ、実査の部分を民間事業者が担うことができるといったようなことで現在検討をしております。これも市町村経由の法定受託事務になりますけれども、この調査につきましても就業構造基本調査を現在一部地域で民間でやっておりますが、それと同じように民間事業者でもできるように措置していきたいということでございます。

それから、「主要改正点」の方をごらんいただきたいんですけども、「調査の沿革」とか必要性等については特に何もありません。「改正の概要」につきましては、調査項目につきまして追加とか削除があるということです。

裏にいただきますと、「調査方法」としまして「調査票の回収方法の見直し」というところがございます。「世帯の個人情報保護意識の高まりに一層配慮し、全世帯に調査票提出用封筒を新たに配布する。封筒に入れて出していただくというようなことも考えているということで、「結果精度の確保及び市町村の事務量増加の抑制を図る観点から、世帯の任意封入による調査員回収を基本とし、将来的な調査方法の見直しに向け、地域特性及び市町村における調査実施体制等を勘案の上、一部の市町村において、全世帯封入による調査員回収又はオンライン回収による調査を試行的に実施する。」「試行的に」と書いておりますけれども、一部の市町村でこれを導入する方向で検討されているということでございます。

につきましては「民間活力の活用」ということで、コールセンター等もありますが、「一部の地方公共団体において、民間事業者が実地調査に係る業務を行うことを可能とする」とあります。これは具体的には政省令の改正とか、都道府県、市町村におきましては事務処理特例条例を制定する必要がありますけれども、そういった措置をとることによって民間開放を行うことが可能となるように措置していきたいということでございます。こちらが資料 8 - 1 と 8 - 2 でございます。

最後に資料 9 ですが、こちらは先般 10 月 1 日付けで内閣府に統計委員会が設置されましたので、その参考資料でございます。この資料 9 につきましては、先週 10 月 5 日に開催されました第 1 回統計委員会で配布された資料から抜粋したもので、統計委員会の名簿等です。廣松先生も入っていらっしゃいます。それから 1 枚めくっていただきますと「統計委員会の所掌事務」ということでございます。それからもう 1 枚めくっていただきますと、「今後、統計委員会に設置すべき部会について」ということで、統計委員会の下に、こちらにありますように、基本計画部会とか国民経済計算部会とか人口・社会統計部会、産業統計部会（仮称）、企業統計部会（仮称）ということで、幾つか部会が設けられる予定になっているということでございます。

更に 1 枚めくっていただきますと、各部会がどのような指定統計調査を担当して審議を

するかという統計調査の一覧が添附されてございます。

こちらの統計委員会の審議等でも民間開放の話が出る可能性もあり、両方で協力といたしますか、連携してやっていく必要がある場面も出てこようかと思っておりますので、そういったところを連携してやっていければと考えております。これが資料9でございます。

資料の7、8、9につきましては以上でございます。

斉藤主査 ありがとうございます。それでは、先生方から御質問等々をどうぞ。

ございませんか。このような流れとしてよろしいでしょうか。余り質問はございませんか。

それでは、今の御説明にあったとおり、まず法の対象事業とする統計調査の追加選定についてはこれまでのヒアリングを行っていない府省を中心に、事務局でその考え方を整理していただいた上で、次回の統計調査分科会でヒアリング等を行う方向で準備をしていただくということをお願いしたいと思います。それから、既にヒアリングを行ったところからも追加で行うという御提案があれば、合わせてヒアリングをしていただければと思っております。

それから、住宅・土地統計調査の民間開放の検討状況につきましては事務局でフォローしていただくということをお願いいたします。今お話がありましたように、廣松先生が統計委員会の委員でもいらっしゃいますので、連携を図っていただくようよろしくお願い申し上げます。

それでは、今日はどうなることかと思ったら途中でだんだん時間が短くなってまいりまして、予定された議題は以上でございます。これで本日の統計調査分科会は終了いたします。次回の日程については追って事務局から連絡をいたします。

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして大変ありがとうございました。

大変恐縮ですけれども、傍聴者の方は退室をお願いいたします。ありがとうございました。